

作成年月日	令和3年5月24日
作成部局 課室名	産業労働部産業振興局 経営商業課

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）の 第2期申請受付延長と第3期・第4期申請受付開始について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、兵庫県が行った休業・営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店向け協力金の申請受付等について、以下のとおり取り扱います。

記

1 第2期協力金（対象期間2/8～3/31）の受付期限の延長【別添1】

第2期協力金については4月30日（金）をもって受付終了していましたが、一部の事業者には第2期協力金の申請に関する情報が十分に伝わっていなかったことも踏まえ、改めて県の要請に応じていただいた方々が協力金を申請できるよう、4月30日（金）までとしていた受付期限を5月31日（月）まで延長します。

2 第3期協力金（対象期間4/1～4/24）、第4期協力金（対象期間4/25～5/31）の申請受付開始【別添2～5】

第3期協力金については、県の要請に応じていただいた事業者に対して早期に協力金を給付できるよう、第4期協力金（4/25～5/31分）に先がけて、5月25日（火）から申請の受付を開始します。申請要項及び申請書様式を県ホームページに掲載するほか、県内各市町、県民局・県民センター等で配布します。

第4期協力金については、6月1日（火）から申請の受付を開始します。

項目	第3期(4/1～4/24)	第4期(4/25～5/31)
受付期間	5月25日(火)～6月30日(水) 当日消印有効	6月1日(火)～6月30日(水) 当日消印有効
申請方法	郵送	電子又は郵送 (第3期とあわせて申請可能です)
申請先	<電子申請> 県の協力金ホームページから申請画面に移行できます <郵送申請> 〒650-8779 神戸市中央区中山手通 兵庫県休業・時短協力金事務局あて（郵便番号と宛名だけで届きます）	
問合せ先	兵庫県休業・時短協力金コールセンター （開設時間）平日午前9時～午後5時 （電話番号）078-361-2501 ※詳細については、県の協力金ホームページをご確認ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin3.html	

【問い合わせ先】 産業労働部産業振興局経営商業課 078-362-3313

飲食店向け【第2期(2/8~3/31)】 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の受付期限の延長について

第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金については、4月30日をもって受付を終了してはいますが、受付期限を5月31日（当日消印有効）まで延長します。

【第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の概要】

[対象者] 県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた店舗を運営する事業者の方

[支給要件] 定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力していただいた店舗単位に支給。

[申請期間] 令和3年4月1日（木）から **令和3年5月31日（月）まで**

項目	(1)緊急事態宣言に基づく緊急事態措置	(2) 県による要請	
対象期間	①令和3年2月8日～ 2月28日 [21日間]	②令和3年3月1日 ～3月7日 [7日間]	③ 令和3年3月8日 ～3月31日 [24日間]
対象地域	県内全域		神戸市、尼崎市、 西宮市、芦屋市
要請内容	通常、午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること	通常、午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）に短縮すること	通常、午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで）に短縮すること
支給額	1日あたり6万円/店舗 ×時短営業日数	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数	
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）		

■お問い合わせ 《兵庫県時短協力金コールセンター》

○開設時間：平日 午前9時から午後5時

○電話番号：078-361-2501

飲食店向け【第3期(4/1~4/24)】 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内 (神戸市・阪神南地域)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、兵庫県が行った**4月1日から4月24日まで**の営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県と市町が協調して支給します。

【第4期協力金に関する予告】

第4期協力金(4月25日から5月31日までの緊急事態措置に係る協力金)については、令和3年6月1日(火)から、申請受付を開始する予定です。

6月1日(火)からは、第3期と第4期の2つの期の協力金を、一つの申請書で一括して申請することも可能です(電子申請)。

[対象者] 県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた店舗を運営する事業者の方

[支給要件] **定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力**していただいた店舗単位に支給します。(第2期から時短営業に協力された店舗も対象)

※協力開始日から**4月24日(土)**まで継続して要請に応じていただくことが必要です。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

[申請期間] **令和3年5月25日(火)から令和3年6月30日(水)まで**

申請の際は、「(第3期)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 申請要項」の内容を確認のうえ、申請してください。

<神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の店舗に対する協力金>

項目	(1) 県による要請	(2) まん延防止等重点措置による要請
対象期間	①令和3年4月1日~4月4日 [4日間]	②令和3年4月5日~4月24日 [20日間]
要請内容	通常、午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで)に短縮すること	通常、午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮すること
支給額	下記①と②の合計額を支給します。 ①<4月1日~4月4日の間> 1日あたり 4万円 /店舗×時短営業日数 ②<4月5日~4月24日の間> 売上高又はその減少額に応じて1日あたり 4~20万円 /店舗×時短営業日数	
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)	

- ※ (1)と(2)の協力金は、一つの申請書で申請できます。
- ※ 定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。
- ※ 主たる事務所が兵庫県外でも県内に店舗があれば対象になります。大企業も対象です。
- ※ テイクアウトやデリバリー専門の飲食店、自動販売機、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食スペースを有さないキッチンカー等は対象外です。
- ※ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。県ホームページよりダウンロードしてください。<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sennngenposter.html>



■申請に係る必要書類（申請要項の説明・具体例の欄を事前に必ずご確認ください）

＜主なもの＞（★）の書類は、第1期・第2期協力金を申請された方は添付不要

- ① 代表者の本人確認書類の写し（★）
 - ② 通帳の写し（★）
 - ③ 営業実態を確認できる資料
 - ④ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
 - ⑤ 通常の営業時間が分かる書類
 - ⑥ 店頭掲示又は店舗ホームページに掲示した休業・時短営業の告知文の写真又は写し
 - ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗の外観写真
 - ⑧ 店舗の内観写真
 - ⑨ 感染拡大対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真
 - ⑩ 令和元年又は令和2年の4月を含む事業年度の確定申告書類等の写し
 - ⑪ 令和元年又は令和2年の4月の売上帳簿等の写し
- など

■申請方法

第3期単体での申請方法は、**郵送のみ**とします。申請書と添付書類を郵送してください。様式はホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin3.html>

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はご遠慮ください。



（受付期限） 令和3年6月30日（水）当日消印有効

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送ください。

（宛先）〒650-8779

神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて

※郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）

■協力金の返還等

協力金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により協力金を受領した場合は、協力金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息（年10.95%の割合）が生じます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。

■お問い合わせ 《兵庫県時短協力金コールセンター》

○開設時間：平日 午前9時から午後5時

○電話番号：078-361-2501

飲食店向け【第3期(4/1~4/24)】 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内 (阪神北地域・明石市)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、兵庫県が行った**4月1日から4月24日まで**の営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県と市町が協調して支給します。

【第4期協力金に関する予告】

第4期協力金(4月25日から5月31日までの緊急事態措置に係る協力金)については、令和3年6月1日(火)から、申請受付を開始する予定です。

6月1日(火)からは、第3期と第4期の2つの期の協力金を、一つの申請書で一括して申請することも可能です(電子申請)。

【対象者】 県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた店舗を運営する事業者の方

【支給要件】 **定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力**していただいた店舗単位に支給します。(第2期から時短営業に協力された店舗も対象)

※協力開始日から**4月24日(土)まで継続して要請に応じていただくことが必要**です。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

【申請期間】 **令和3年5月25日(火)から令和3年6月30日(水)まで**

申請の際は、「(第3期)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 申請要項」の内容を確認のうえ、申請してください。

＜伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・猪名川町の店舗に対する協力金＞

項目	(1) 県による要請	(2) まん延防止等重点措置による要請
対象期間	①令和3年4月1日～4月21日 [21日間]	②令和3年4月22日～4月24日 [3日間]
要請内容	通常、午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで)に短縮すること	通常、午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮すること
支給額	下記①と②の合計額を支給します。 ①<4月1日～4月21日の間> 1日あたり 4万円 /店舗×時短営業日数 ②<4月22日～4月24日の間> 売上高又はその減少額に応じて1日あたり 4～20万円 /店舗×時短営業日数	
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)	

- ※ (1)と(2)の協力金は、一つの申請書で申請できます。
- ※ 定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。
- ※ 主たる事務所が兵庫県外でも県内に店舗があれば対象になります。大企業も対象です。
- ※ テークアウトやデリバリー専門の飲食店、自動販売機、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食スペースを有さないキッチンカー等は対象外です。
- ※ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。県ホームページよりダウンロードしてください。<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>



■申請に係る必要書類 (申請要項の説明・具体例の欄を事前に必ずご確認ください)

<主なもの> (★)の書類は、第1期・第2期協力金を申請された方は添付不要

- ① 代表者の本人確認書類の写し (★)
 - ② 通帳の写し (★)
 - ③ 営業実態を確認できる資料
 - ④ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
 - ⑤ 通常の営業時間が分かる書類
 - ⑥ 店頭掲示又は店舗ホームページに掲示した休業・時短営業の告知文の写真又は写し
 - ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗の外観写真
 - ⑧ 店舗の内観写真
 - ⑨ 感染拡大対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真
 - ⑩ 令和元年又は令和2年の4月を含む事業年度の確定申告書類等の写し
 - ⑪ 令和元年又は令和2年の4月の売上帳簿等の写し
- など

■申請方法

第3期単体での申請方法は、**郵送のみ**とします。申請書と添付書類を郵送してください。様式はホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin3.html>

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はご遠慮ください。



(受付期限) 令和3年6月30日(水) 当日消印有効

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送ください。

(宛先) 〒650-8779

神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて
※郵便番号と宛名だけで届きます(住所記入不要)

■協力金の返還等

協力金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により協力金を受領した場合は、協力金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息(年10.95%の割合)が生じます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。

■お問い合わせ 《兵庫県時短協力金コールセンター》

○開設時間：平日 午前9時から午後5時

○電話番号：078-361-2501

飲食店向け【第3期(4/1~4/24)】 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内 (東播磨(明石市以外)・中播磨地域)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、兵庫県が行った**4月1日から4月24日まで**の営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県と市町が協調して支給します。

【第4期協力金に関する予告】

第4期協力金(4月25日から5月31日までの緊急事態措置に係る協力金)については、令和3年6月1日(火)から、申請受付を開始する予定です。

6月1日(火)からは、第3期と第4期の2つの期の協力金を、一つの申請書で一括して申請することも可能です(電子申請)。

【対象者】 県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた店舗を運営する事業者の方

【支給要件】 **定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力**していただいた店舗単位に支給します。(第2期から時短営業に協力された店舗も対象)

※協力開始日から**4月24日(土)まで継続して要請に応じていただくことが必要**です。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

【申請期間】 **令和3年5月25日(火)から令和3年6月30日(水)まで**

申請の際は、「(第3期)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 申請要項」の内容を確認のうえ、申請してください。

＜加古川市・高砂市・姫路市・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町の店舗に対する協力金＞

項目	県による要請
対象期間	① 令和3年4月1日~4月24日 [24日間]
要請内容	通常、午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、 営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで)に短縮 すること
支給額	下記①と②の合計額を支給します。 ①<4月1日~4月21日の間> 1日あたり 4万円 /店舗×時短営業日数 ②<4月22日~4月24日の間> 売上高又はその減少額に応じて1日あたり 2.5~20万円 /店舗×時短営業日数
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)

※ 定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

※ 主たる事務所が兵庫県外でも県内に店舗があれば対象になります。大企業も対象です。

※ テークアウトやデリバリー専門の飲食店、自動販売機、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食スペースを有さないキッチンカー等は対象外です。

※ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。県ホームページよりダウンロードしてください。<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>



■申請に係る必要書類（申請要項の説明・具体例の欄を事前に必ずご確認ください）

＜主なもの＞（★）の書類は、第1期・第2期協力金を申請された方は添付不要

- ① 代表者の本人確認書類の写し（★）
- ② 通帳の写し（★）
- ③ 営業実態を確認できる資料
- ④ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ⑤ 通常の営業時間が分かる書類
- ⑥ 店頭掲示又は店舗ホームページに掲示した休業・時短営業の告知文の写真又は写し
- ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗の外観写真
- ⑧ 店舗の内観写真
- ⑨ 感染拡大対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真
- ⑩ 令和元年又は令和2年の4月を含む事業年度の確定申告書類等の写し
- ⑪ 令和元年又は令和2年の4月の売上帳簿等の写し など

■申請方法

第3期単体での申請方法は、**郵送のみ**とします。申請書と添付書類を郵送してください。様式はホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin3.html>

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はご遠慮ください。



（受付期限） 令和3年6月30日（水）当日消印有効

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送ください。

（宛先）〒650-8779

神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて

※郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）

■協力金の返還等

協力金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により協力金を受領した場合は、協力金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息（年10.95%の割合）が生じます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、**警察に刑事告訴等を行います。**

■お問い合わせ 《兵庫県時短協力金コールセンター》

○開設時間：平日 午前9時から午後5時

○電話番号：078-361-2501

飲食店向け【第4期(4/25～5/31)】 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内 (緊急事態措置に伴う協力金)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国の緊急事態宣言に伴い兵庫県が行った**4月25日から5月31日まで**の休業・営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県が支給します。

[対象者] 県の要請に応じて休業・時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者の方

[支給要件] **定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力**していただいた店舗単位に支給します。(第2期から時短営業に協力された店舗も対象)

※原則として、協力開始日から5月31日(月)まで継続して要請に応じていただくことが必要です。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

[申請期間] 令和3年6月1日(火)から令和3年6月30日(水)まで

項目	緊急事態措置に伴う県による休業・時短要請
対象期間	令和3年4月25日～5月31日 [37日間]
対象区域	県内全域
要請内容	①酒類及びカラオケの提供(利用者による酒類の店内への持ち込みを含む)を取りやめること ②休業、又は通常、午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、 <u>営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること</u>
支給額	売上高又はその減少額に応じて1日あたり 4～20万円/店舗 ×時短営業日数
対象施設	飲食店等(バー、スナックを含む)、カラオケ店、結婚式場 * 食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る

※ 定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

※ 主たる事務所が兵庫県外でも県内に店舗があれば対象になります。大企業も対象です。

※ テイクアウトやデリバリー専門の飲食店、自動販売機、イトインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食スペースを有さないキッチンカー等は対象外です。

※ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。県ホームページよりダウンロードしてください。<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>



■申請に係る必要書類（申請要項の説明・具体例の欄を事前に必ずご確認ください）

＜主なもの＞（★）の書類は、第1期・第2期協力金を申請された方は添付不要

- ① 代表者の本人確認書類の写し（★）
- ② 通帳の写し（★）
- ③ 営業実態を確認できる資料
- ④ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ⑤ 通常の営業時間が分かる書類
- ⑥ 店頭掲示又は店舗ホームページに掲示した休業・時短営業の告知文の写真又は写し
- ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗の外観写真
- ⑧ 店舗の内観写真
- ⑨ 感染拡大対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真
- ⑩ 令和元年又は令和2年の4月を含む事業年度の確定申告書類等の写し
- ⑪ 令和元年又は令和2年の4月の売上帳簿等の写し など

■申請方法

電子申請または郵送のいずれかの方法で、申請書と添付書類を提出してください。
第3期の先行申請をされた方を除き、できるだけ**第3期と第4期とを一括申請**してください。
様式はホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin3.html>

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はご遠慮ください。



(1) 電子申請の場合 ※令和3年6月30日（水）23時59分まで

県ホームページからリンクしている、申請用ウェブサイトから申請してください。
申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに受付完了メールが届きます。
なお、電子申請は、第3期と第4期の一括申請にのみ対応しております。

(2) 郵送の場合 ※令和3年6月30日（水）当日消印有効

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送ください。

（宛先）〒650-8779

神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて

※郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）

【第3期協力金を単体で申請された方へ】

第4期協力金単体での申請は、郵送での申請のみとなります。県ホームページ等で申請書様式を手していただき、ご記入のうえ、添付書類を添えて、事務局まで提出してください。

■協力金の返還等

協力金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により協力金を受領した場合は、協力金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息（年10.95%の割合）が生じます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。

■お問い合わせ 《兵庫県時短協力金コールセンター》

○開設時間：平日 午前9時から午後5時

○電話番号：078-361-2501